

台風情報の一元的な提供に関する気象庁の見解について

平成 21 年 10 月 29 日
気 象 庁

平成 21 年 10 月 8 日、台風第 18 号が東海地方に接近している際、台風の上陸位置について気象庁の発表と異なる情報を予報業務許可事業者が発表したことに関し、防災上重要な役割を担う台風情報の一元的な提供の必要性について、以下に見解を示す。

1. 防災気象情報の一元的な提供の必要性

- ・ 気象現象に起因して重大な災害が起こるおそれがある場合には、国、地方公共団体等の防災機関や国民は、切迫した状況下において関連する気象情報をもとにそれぞれ防災対策、防災行動をとることとなる。
- ・ したがって、当該気象現象に関連する情報については、防災気象情報として明確性、整合性が重要であり、これらを確保するためには当該情報の一元的な提供を確保する必要がある。
- ・ この考え方は、平成 5 年に気象予報士制度の創設等を目的とした気象業務法の一部改正案を審議した際の附帯決議^{*}（平成 5 年 5 月 11 日衆議院運輸委員会）にも示されている。

^{*}「防災気象情報の一元的な提供体制を確保するため、気象庁の防災気象情報と民間気象事業者等の気象情報との整合性に配慮すること」等に政府が万全の措置を講ずべきである。

2. 予報業務の許可に当たって付した「条件」の考え方

- ・ 気象等の予報の業務を行おうとする者に対して、気象業務法に基づき気象庁長官が許可を行うに当たり、施設や要員等の一定の要件を備えることについての審査とともに、同法の目的に沿って公共の利益を確保するため、警報・注意報の内容等との整合性や「台風の進路等に関する情報は、気象庁の情報の解説の範囲に留めること」との条件を付している。
- ・ ここで、解説の範囲に留めるべき情報とは、気象庁の「台風情報」に含まれる台風の位置、進行方向・速さ、中心気圧、最大風速、暴風域等に関する現況及び予想の情報であって、予報に限定していない。
- ・ その趣旨は、現況と予想とが不可分に一体となった「台風情報」は、防災活動において警報とともに活用されており、その「台風情報」と異なる内容が、特に予報業務を行うに足りる能力があると認められた、社会的に信頼性、影響力を有している予報業務許可事業者から公表された場合には、情報の整合性の確認等、緊急対応を必要とする現場の防災活動に混乱を生じるおそれがあるためであり、上に示した防災気象情報の一元的な提供を確保する必要があるからである。

なお、本条件を付した目的に照らし、防災活動の混乱を引き起こすおそれがなくなった時点、具体的には、気象庁による当該台風に対する一連の台風情報の発表が終わった時点以降には、当該台風の位置等の調査結果を独自の見解として公表することは差し支えない。